

議案第150号

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成17年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第26条の8</u> において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> （以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第44条</u> において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> （以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。